

公募設置等指針等に関する質問・回答

No.	資料該当箇所	質問	回答
32	指針 p. 6 第 1 章 4. (2) ②	認定計画提出者とは事業体グループ名・代表者・役割分担での個々の構成員の全てを指すのか。 各項目での役割分担表にて認定計画提出者とは上記質問を踏まえ、誰のことを指しているのか。	公募設置等計画は、応募グループを構成する個々の代表構成団体又は構成団体が提出するものではなく、応募グループとして提出するものになります。 したがって、「認定計画提出者」とは応募グループを指すものとしています。 用語の定義については指針 p. 1 及び p. 30 第 3 章 1. (1) もご確認ください。
33	指針 p. 13 第 2 章 2. (1)	事業区域内とは約 8,500 m <sup>2</sup> のことを指すという理解で良いか。また、正確な事業区域面積は測量数値であるのか。	事業区域とは、第 1 章 3. 及び参考資料 2 で示したものを指します。 8,500 m <sup>2</sup> は正確な事業区域面積の測量数値ではなく概算であり、正確な測量数値ではございません。
34	指針 p. 13 第 2 章 2. (2)	既存プール解体工事に伴い、想定外の地中埋設物・構築物があった場合での費用負担は市と認定計画提出者どちらの負担になるのか。	協議事項とします。
35	指針 p. 13 第 2 章 2. (2)	特定公園施設（外構）の面積は事業区域面積から建築面積を差し引いた面積という理解で良いか。	事業区域面積から公募対象公園施設の水平投影面積及び特定公園施設、利便増進施設の建築物等（建物等に付属するスロープ、階段、テラス、犬走り等を含む）の水平投影面積を差し引いた面積となります。なお、公募対象公園施設占用の駐車場や通路等は、特定公園施設（外構）には当たりません。共用する場合は原則として特定公園施設の外構になると解釈しますが、状況に応じて協議事項とします。

No.	資料該当箇所	質問	回答
36	指針 p. 21 第2章2.(3)②(エ)	観覧コーナー及びエントランス・ロビーでのテーブル・椅子・ベンチのスペースを設ける計画だが、テーブル・椅子・ベンチ本体の費用負担は市と認定計画提出者どちらになるのか。	備品の購入にあたっては、その備品の帰属にも関わりますので、個別に協議事項とします。 なお、指針 p. 13 第2章2.(2)にありますとおり、備品については、特定公園施設の建設に要する費用には含まれません。
37	指針 p. 22 第2章2.(3)②(オ)	エレベーター設置に関し、設計時に市と協議とあるが、協議の時期と内容を教えてほしい。	令和2年8月中旬から下旬にかけて公募設置等計画の認定後、協議に入ることを想定しています。 協議内容は、主に、規模や性能についてとなります。
38	指針 p. 22 第2章2.(3)②(カ)	電話機等の設置についての工事区分を教えてほしい。電話機本体は事業者での負担で良いか。	電話機の設置工事については、認定計画提出者によるものとします。 電話機本体の負担は認定計画提出者によるものとしますが、備品として設置するのであれば、その限りではありません。
39	指針 p. 24 第2章2.(3)④	電力会社その他インフラ業者との契約については、指定管理者の業務の範囲として自由に相手先を選定できるのか、それとも市が指定するのか。	特定公園施設の電気・ガス・水道などの契約については、指定管理に関する協定締結後に指定管理者に契約していただく予定です。電力会社等の選定についても同様です。
40	指針 p. 26 第2章2.(4)②	都度利用での使用料設定額と営業日・営業時間について市の方針を教えてほしい。また、事業開始経過後での変更は可能か。	施設使用料については、施設の規模等によりますが、家久スポーツ公園温水プールや近隣市町の類似施設と比較して設定することとなります。(参考資料7) 供用日・時間についても同様です。事業開始後の変更については、議会の議決が必要となる場合があります。
41	指針 p. 26 第2章2.(4)③(イ) a	公的行事の現在での予定を教えてほしい。	現時点での公的行事の予定は、例年7月下旬に1日開催される市民水泳大会(市民体育大会水泳競技)のみです。
42	指針 p. 26 第2章2.(4)③(イ) c	施設予約システムとは何を指すのか。	No. 14 のとおりです。

No.	資料該当箇所	質問	回答
43	指針 p. 27 第2章2.(4)③(エ)	自主事業は事業区域内ならば駐車場での計画可能か。	認定計画提出者が指定管理者となるのは、特定公園施設の一部である水泳場に対してのみです。駐車場については、公園内の他の駐車場と一体的に管理することとしています。 したがって、原則として指定管理者の自主事業は、水泳場施設内での実施を想定しています。 ただし、公園内の他施設利用者に支障が出ない場合に限り、駐車場の管理者（市または指定管理者等）の許可のもと、駐車場を利用して事業を行うことは可能です。
44	指針 p. 27 第2章2.(4)④	施設の修繕での小規模修繕30万円は消費税込みの金額か。また、毎年小規模修繕額をあらかじめ予算計上した上で指定管理料を確定させるのか。	30万円については税込額です。 指定管理料は年度ごとの細目協定により定めることとなりますが、指定管理料の算出根拠には修繕料も含まれていますので、毎年度の協議事項となります。
45	指針 p. 27 第2章2.(4)④	上記に鑑み、30万円を超える修繕費への対応を教えてください。	個別のケースにより対応が異なりますので協議事項とします。
46	指針 p. 28 第2章3.	利便増進施設での看板は貸看板とすることは可能か。	基本協定書(案)第66条及び同第59条の読み替えにより、第三者に使用させることができるものとします。 ただし、都市公園法第5条の2第2項第6号にあるとおり、「地域における催しに関する情報を提供」するためのもので、「地域住民の利便の増進に寄与する」ものに限り、
47	指針 p. 28 第2章3.	看板・広告塔への照明機器・電源を付けることは可能か。また、その電気料金の負担はどちらになるのか。	可能とします。電気料金の負担は認定計画提出者となります。
48	指針 p. 28 第2章3.	看板・広告塔を駐車場路盤面及び事業区域内歩道路盤面に設置した場合、構築物と同様の占有料に当たるのか。	路盤面への看板・広告の設置については、占用の有無等の構造によると思われますので、協議事項とします。
49	指針 p. 30 第3章1.(1)③	代表構成団体と特定公園施設事業者が別法人の場合での責務の範囲は任意か。	お見込みのとおりです。

No.	資料該当箇所	質問	回答
50	指針 p. 31 第3章1.(4)	応募グループの構成員の変更は、応募登録時以降でも変更可能か。また、追加、脱退も可能か。	公募設置等計画の認定後については、記載のとおり、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合に限り、変更（追加、脱退を含む）を認めることがあります。
51	指針 p. 36 第3章3.(3)	評価基準での各評価項目の配点に評価係数を乗じて得点を算出、とあるが、評価係数の基準を教えてください。絶対評価・相対評価等得点の算出を具体的に教えてください。	各評価項目に対して、どの程度優れているか、又はどの程度不安であるかについて、各選定委員が評価係数（5段階評価）により評価します。 優劣の差は各委員の判断になります。
52	指針 p. 40 第3章8.(1)	リスク分担の不可抗力にて昨今の疫病蔓延時での市の考えを教えてください。	今年3月頃からの新型コロナウイルス感染拡大については、「自然災害等」に含まれるものと考えます。リスク分担表のとおり、特定公園施設に関する対応については、協議事項とします。
53	指針 p. 40 第3章8.(1)	不可抗力を含めた自然災害時への対応の費用負担の考えを教えてください。	個別のケースにより対応が異なりますので協議事項とします。
54	指針 p. 40 第3章8.(1)	不可抗力を含めた自然災害では本施設本体のみならず、事業区域内も含まれるのか。	特定公園施設について、譲渡後であれば、原則として指定管理を行っていただく施設が対象になり、それ以外の駐車場等は含まないこととします。 譲渡前であれば、外構もすべて含まれ、その場合は基本協定書（案）第42条等も適用します。

No.	資料該当箇所	質問	回答
55	指針 p. 41 第3章8.(1)	性能リスクにおいて、設計内容を市が要求する内容に準じ、許可を受けた後にも遡及されるものか。	<p>公募設置等計画を、本市との協議において変更する場合、第2章2.(3)に適合しているかについて十分な協議を必須とします。その協議において本市、認定計画提出者ともに、本市が要求する内容に適合していると確認した上で、将来的に性能の不適合が発生した場合には、リスク分担表のとおり遡及して認定計画提出者の負担とします。</p> <p>また、この協議の際に、本市の要求が第2章2.(3)に不適合であることが明確な上で本市の要求に沿う形で合意する場合は、その点についての性能リスクは本市の負担とします。</p>
56	指針 p. 41 第3章8.(1)	運営リスクにて施設管理上の契約内容に適合しないものとは具体的にどの様な事項が想定されるか。	契約通りの管理運営を行わなかったことにより発生するリスクを想定しています。
57	指針 p. 41 第3章11.	事業破綻時の措置にて破綻とは認定計画者の事業性が担保できず、自発的な撤退を指すのか。	お見込みのとおりです。
58	指針 p. 42 第3章12.(1)	工事期間中の円滑な協議とは具体的にどの様な状態か。	越前市工事請負契約約款第10条(現場代理人 主任技術者)に準じた工事責任者を配置し、本市との円滑な協議体制を確保してください。
59	指針 様式2-2	※1にある地元企業の参画への記載は全て必須か。構成団体以外での地元業者参画は優先積極的に実施するが、未定の箇所が多くある。	すべての項目を必ずしも記入する必要はありませんが、可能な限り詳細に記入していただくことを望みます。
60	協定書(案) 第2条(11)	特定施設管理法人とは指定管理者のことを指すのか。	お見込みのとおりです。
61	協定書(案) 第2条(14)	不可抗力とは昨今の疫病蔓延も含むか。	No.52のとおりです。

No.	資料該当箇所	質問	回答
62	協定書（案） 第9条	建築基準法及び越前市条例にて公園内での当該建物が10m以上の高さの場合、中高層建築物に当該し、許認可等の必要があるか。	第一種中高層住居専用地域のエリアでは、当該建物が10mを超える場合、日影による中高層の建築物の制限（建築基準法第56条の2）を受けます。また、10mを超える建物は、市景観条例により届出が必要となります。
63	協定書（案） 第9条第5項	甲が提示した資料での誤り及び資料の不足にて発生した損害に対する費用負担はどちらになるのか。	協議事項とします。
64	協定書（案） 第12条	関係事業者との連携にて具体的内容と時期を教えてください。	他の本市事業としては、次のものがあります。 旧武生勤労青少年ホーム解体事業 令和2年9月から令和3年3月まで たけふ菊人形 毎年10月上旬から11月上旬まで 屋内催事場整備事業 令和2年12月から令和3年8月予定 その他に、総合体育館や庭球場などでの競技大会などの催事が随時ございます。
65	協定書（案） 第14条 第31条	設計変更等の指示内容が費用発生に及んだ場合、協議可能か。	お見込みのとおりです。
66	協定書（案） 第16条 第33条	工事責任者の配置について、責任者の必要な資格等はあるか。	建設業法その他関係法令において定められた資格及び越前市工事請負契約約款第10条（現場代理人 主任技術者）に準じた工事責任者を配置し、円滑な工事体制を確保してください。
67	協定書（案） 第17条 第34条	設計図書、工事工程の確定後に市から図面変更指示があった場合の費用負担はどちらになるのか。	協議事項とします。

No.	資料該当箇所	質問	回答
68	協定書（案） 第18条第1項 第35条第1項	第三者の使用につき、工事の一部、とあるが、どの程度の範囲を指すのか。また、工事施工業者からの下請け、孫請けは第三者との解釈で良いか。	工事の一部とは、建設業法第22条の一括下請負に抵触しない範囲とします。 また、工事施工業者からの下請け、孫請けは第三者との解釈になります。
69	協定書（案） 第19条 第36条	保険契約とあるが、必要な保険契約とは何を指すのか。	越前市工事請負契約約款第58条に準じ、火災保険、建設工事保険その他の保険を想定しています。
70	協定書（案） 第20条第2項 第37条第2項	条文中での設計図書とはどの時点での設計図書か。第13条第2項及び第30条第2項での甲の図面承認前か後か。	承認後のものを指します。
71	協定書（案） 第21条 第38条	第13条及び第30条での設計図書承認後、中間確認時においての齟齬とは、甲からの都合での場合も費用負担は乙にかかるものか。	ここで指す事業計画とは、本市と認定計画提出者が協議の上で決定した事業計画を指しています。これに対し齟齬がある場合は、認定計画提出者の費用負担といたします。
72	協定書（案） 第24条 第41条	甲からの完了検査確認通知書は建築確認申請許可後となるのか。	建築基準法に基づいた建築完了検査に合格した後に、本市の完了検査を実施するものとします。
73	協定書（案） 第26条 第43条	工事の一時中止が想定されるケースを教えてください。	例として、自然災害等により工事の継続に危険があるときが考えられます。 他にも、本市の過去の事例として、埋蔵文化財が発掘された場合などが考えられます。
74	協定書（案） 第27条 第44条	工事の一時中止における著しい費用負担とはどの程度の範囲を指すか。	協議事項とします。

No.	資料該当箇所	質問	回答
75	協定書（案） 第29条第1項 第47条第1項	工事着工届とは第17条設置管理許可申請とは別のものか。 また、双方の提出する時期を詳しくお教えほしい。	工事着工届と設置管理許可申請はべつのものになります。 設置管理許可申請は第17条のとおりです。 工事着工届は、工事着手日までに提出していただきます。
76	協定書（案） 第29条第2項 第47条第1項	整備工事の完成の日とは、市の検査日、建築確認申請完成許可日、引渡日等、定義を教えてください。	設計図書に基づく工事がすべて完了した日を指します。
77	協定書（案） 第48条第3項	金額については、追加・変更工事等を考慮したものか。	追加・変更工事等を考慮した上で、協議します。
78	協定書（案） 第48条第4項	乙から甲への所有権移転登記（譲渡）の費用負担以外での費用負担はあるか。また、共用部の登記に関する考え方を教えてください。	登記の費用負担以外での費用負担は、今のところ発生しないものと想定していますが、想定外の費用が発生した場合は協議事項とします。 共用部の登記については区分所有法に基づきます。
79	協定書（案） 第49条第1項	工事目的物が契約の内容に、とあるが、どの契約に該当するか教えてください。	本協定、及びそれに付随した設計図書、公募設置等計画を指すものとします。
80	協定書（案） 第49条第3項	条文に対し、想定出来る事例を教えてください。	水泳場の致命的な欠陥が発覚し、供用の継続が困難になった場合を想定しています。
81	協定書（案） 第67条第6項	いかなる場合でも乙からの補償請求できないとあるが、甲の判断、甲からの指示のもとでの休業等についても、補償されないのか。	お見込みのとおり、本協定に基づいての補償請求はできないものとします。 なお、別の制度等に基づく補償はこの限りではありません。
82	協定書（案） 第73条（9）	設置管理許可とは、工事に係る許可か、事業計画に係る許可か。	第2条（8）のとおり、いずれも含まれます。
83	協定書（案） 第77条	本事業に係る提案価格、とは年度毎の指定管理料を指すものか。	提案価格とは、特定公園施設（水泳場・外構）の本市に負担を求める額を想定しています。



No.	資料該当箇所	質問	回答
84	協定書（案） 第82条第3項	甲のアドバイザーとはどのようなものか。	本市が、本事業の遂行に必要な不可欠と考え、外部事業者と守秘義務を含めた業務委託契約を結んだ場合等が、これに当たります。 現時点では該当する契約・外部事業者はありません。
85	協定書（案） 別表	不可抗力の個所に「※1」とありますが、内容のご提示をお願いしたい。	誤記ですので「※1」を削除します。
86	協定書（案） 別表	施設の修繕費（特定公園施設）で公募設置指針第2章2に記載の内容との相違はあるのか。また、市負担分の範囲・基準を教えてください。	公募設置等指針第2章2.(4)④「施設の修繕」及びNo.44、No.45のとおりです。
87	協定書（案） 別表	警備リスクでの警備不備とはどのような想定が考えられるか。	たとえば、警備が不十分であることから発生した盗難被害等が考えられます。